

学会決議・鳥類保護委員会決議の手続きについて（内規）

日本鳥学会鳥類保護委員会

1. 日本鳥学会決議（以下、学会決議）または鳥類保護委員会決議を希望する鳥学会会員は、決議採択依頼状と決議文案を鳥類保護委員会（鳥類保護委員長）に文書として提出する。
2. 学会決議は理事会により審議、決議され、代議員総会において報告し、意見聴取が実施される。この場合には、代議員総会期日の12週間前までにこれらの文書を提出することが求められる。また、提出以前の早い段階で、提出の意向があることを鳥類保護委員会に連絡することも求められる。
3. 鳥類保護委員会では、依頼内容の妥当性、決議文案の適切さ（鳥学会の立場として）を検討し、受託するかどうかを決定する。その際、必要に応じて決議提案者と連絡を取り、情報交換、意見交換を行う。
4. 依頼内容が鳥類保護委員会として受託可能であると判断された場合には、鳥学会又は鳥類保護委員会として採択可能な内容であり、かつ決議をすることが有効だと考えられる最適な形にするよう、鳥類保護委員会内において、また決議提案者との相談を通じて訂正を行う。そして、決議提案者と鳥類保護委員会との間で決議文案の合意を得る。
5. 鳥類保護委員長から鳥学会事務局長に決議文案を送付する。事務局は内容を確認し、理事会に送付する。この際、承諾を得るまでの期間が十分あるように留意する。
学会決議の場合には、総会期日の8週間前までに事務局長に送付することが求められる。その根拠は、余裕の期間を見て、最初の理事会でのML等による議論（以下、議論とする）に2週間、鳥類保護委員会に戻しての提案者との議論に2週間、再度の理事会議論に1週間、更に鳥類保護委員会・提案者間での議論に2週間、そして理事会議論に1週間です承となると仮定している。
鳥類保護委員会決議の場合には、決議文案が鳥類保護委員長から事務局に送られた後、事務局・理事会の担当者の確認に1週間、鳥類保護委員会に戻しての提案者との議論に1週間、再度事務局に提出し、直近の理事会で審議される。ただし、緊急の場合には、直近の理事会を待たずに、メール審議等（1週間程度）です承されることもありうる。
6. 事務局または理事会からの意見等があれば、鳥類保護委員会・決議提案者は修正・検討を行う。何度か鳥類保護委員会と事務局・理事会との間で修正案が検討されるかもしれない。
7. 理事会からの承認が得られた後に、学会決議案の場合には代議員総会に報告し、意見聴取が実施される。
8. 承認された決議文は会長名にて鳥学会長印（事務局が保管）を押印して、鳥類保護委員会決議の場合には鳥類保護委員長名にて鳥類保護委員長印（委員長が保管）を押印し、必要な提出先へ持参するか郵送する。
9. 鳥類保護委員会のウェブページに発出された決議文を掲載する。

（注）学会決議については鳥類保護委員会 Web ページに「学会決議についての鳥類保護委員会の考え方」（2024年8月21日改訂）を掲載している。